織田委員

環境社会配慮ガイドライン改定案に対する意見

委員　織田由紀子

2021 年 4 月 23 日

p.1 序	【環境・社会を包摂した SDGs】SDGs は「2030 アジェンダ」の一部に過ぎない上に略称なので、序の最初の項目名とするのはいかがなものでしょうか。(項目名が作業用のものであればご放念ください。以下同様)
p.1 序	小項目の内容の順序が、1．1992 年の国連環境開発会議、2．1948 年に採択された世界人権宣言と時代が逆行しています。1．人権宣言、2．国連環境開発会議の基本原則、3．ビジネスと人権に関する指導原則の順序にした方がよいのではないでしょうか。
p.1 序	国連環境開発会議の成果物の行動計画については「アジェンダ 21」と記した方がよいのではないでしょうか。
p.1 序	3．持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択されたとありますが、正しく「「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択された。」とすべきではないでしょうか。
p.1 序	【環境アセスメント】とありますがこの小項目名は内容と合致していないのではないでしょうか？
p.2 理念	【質高インフラ】は、小項目名として残すのであれば、正しく表記してしてください。
p.3 理念 7.	「誰ひとり取り残されない」とありますが、p.1 序 4. では「誰ひとり取り残さない」となっています。この違いに意味があるのでしょうか？
p.13	7. 影響緩和策（回避・最小化・代償含む）の書き方は、p.5 （重要事項 3：ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認する。）の、「最小化、軽減・緩和、代償」と一致させなくてよいのでしょうか？　すべてが一致する必要はないと思いますが。なお、同様の表現のバラつきは p.10, p.12, p.13 p.14 にもあります。

環境社会配慮ガイドライン改定案及び異議申立手続要綱改訂の論点案へのコメント

2021年4月23日

田辺、木口

◆環境社会配慮ガイドライン改定案へのコメント

1. 海外投融資案件に係る環境アセスメント報告書に関し、合意文書締結の60日以前の公開で可とする点については、FAQにおいて以下の留意点を記載すべきである。

・大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、環境アセスメント報告書の公開期間が60日では十分でないケースがある旨留意しなければならない。

理由：

- ➢ 事例：海外投融資案件であり、かつ大規模非自発的住民移転の発生したミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業において、JICAはZone Aの環境アセスメント報告書を2013年12月11日にウェブサイトで公開し、2014年4月23日に出資を決定した。しかしその間も、移転世帯等からJICAに対して少なくとも3度にわたり書簡が提出され、懸念が示された（2014年1月27日、同年2月5日、同年4月7日）他、2014年6月には当該移転世帯等からJICAに対してJICAガイドライン違反を指摘する異議申立書が提出された。
- ➢ 海外投融資ということから迅速性を重んじるあまり、影響住民の合意形成や参加プロセスが軽視されないよう留意すべきであり、ティラワSEZにおける教訓は今後のガイドラインの運用においても活かされるべきである。

2. エンジニアリング･サービス借款については、以下の通り規定するべきである。

(5)エンジニアリング･サービス借款 1.調査･設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング･サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。 2.ただし、当該エンジニアリング･サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合かつエンジニアリング・サービス借款供与期間中に環境社会影響が予見されない場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。 3.上記2において、エンジニアリング・サービス借款期間中に予見されない環境社会影響が顕在化した場合には、当該影響に関し次項3.2.2 の6 と同等の対応を行う。

理由：

- ➢ JICA改訂案では項目2の後半部分に「他方、エンジニアリング・サービス借款供与期間中に環境社会影響が予見される場合には、当該影響をエンジニアリング・サービス借款環境レビュー時に確認することとする。」と記載することが提案されているが、項目1との差異が不明確である。
- ➢ 4月13日の諮問委員会では、JICA側より、項目1は本体事業の影響が判明している場合に適用され、項目2の追記部分はE/S借款期間中に一部の影響が予見される場合との説明があった。しかし、E/S借款において環境レビューを行うかどうかは、本体事

業の影響の判明度ではなく、E/S借款期間中に影響が生じる可能性があるかどうかで判断するべきである。

- ➢ したがって、項目2が適用される条件として、「必要な環境社会配慮調査を実施する場合」に加えて「エンジニアリング・サービス借款供与期間中に環境社会影響が予見されない場合」を追加するべきである。
- ➢ また、項目1が適用された場合は、通常のモニタリング規定が適用されることから、項目3の適用条件は、あくまで項番2のただし書きを適用した場合である。したがって、項目3の冒頭に「上記2において」との記載を追加するべきである。

◆異議申立手続要綱改訂の論点案へのコメント

1. 論点8-1の異議申立の期間について、「案件が終了するまで」を「プロジェクトが終了して6カ月が経過するまで」に修正するとのJICA方針が示されているが、これを「プロジェクトが終了して１年が経過するまで」とするべきである。

理由：

- ➢ 乾季・雨季が明確にある等、季節によって水環境等が大きく変動する地域の場合は、プロジェクト終了後6か月では実際の影響が判明しないこともあることから、十分な期間を確保するべきである。

黒木委員

2021 年 4 月 23 日

独立行政法人国際協力機構
審査部環境社会配慮審査課／監理課

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
環境社会配慮ガイドライン改定方針案及び改定案に関する意見

諮問委員　黒木浩則

平素はお世話になっております。
第 8 回諮問委員会（4 月 13 日）に貴機構から示された環境社会配慮ガイドライン改定方針ならびに改定案に関して、コンサルタント業界側より以下の意見等を提出いたします。

NO	該当箇所	意見等
1.	1.3　定義 1	「その他の社会への影響」では不明瞭のため、主要な社会影響項目を追加しても良いのではないか。例:「文化財、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、労働環境などの社会への影響」など。
2.	3	「協力事業」とは、JICA が相手国等に対して行う協力をいう。 と説明不足の文章となっているため追加説明が必要と思われる。
3.	6	“環境影響評価”の定義ですが、冒頭の序文には「環境アセスメント」とあり、GL 内でも”環境影響評価”と”環境アセスメント”が混在している。使い分けているのであれば、何らかの定義づけがあったほうが良い。
4.	13	「環境社会配慮助言委員会」の開催段階として、スコーピング時、DFR 時、環境レビュー時の定義も追加することが望ましい。 または、2.7 環境社会配慮助言委員会による助言での開催段階の説明が望ましい。
5.	14	定義としての“フォローアップ”は、開発計画調査型技術協力に限ったものではないと理解する（「別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」内、「対策の検討」でも”フォローアップ“が使用されている）。新 GL3.3.5 にて「開発計画調査型技術協力のフォローアップ」と修正されているので、14 の記載修正も必要ではないか。
6.	18	「合意文書」のところで、有償・無償はありますが、技術協力プロジェクトには例示がありません。技プロでは Minutes of Discussion（MOD）だと思うのですが、記載すべきではないか。（参照 2.8 JICA の意思決定において有償・無償・技術協力の 3 種が掲載されているため）
7.	1.4 環境社会配慮の基本方針	「重要事項 76: JICA の実施体制を強化する」 JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。」は非常に重要な考え方である。そのため、実施能力強化のための JICA としての対応についても GL で言及して頂きたい。
8.	1.6 相手国政府に求める要件	「また、カテゴリ A 案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙 2 に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する。」を「カテゴリ A 案件のうち、環境アセスメント報告書の作成が必要な案件では、別紙2に示す項目が…」へ変更することで、カテゴリ A＝EIA が必要と誤解を生む記載を避けるべきと考える。
9.	2.2　カテゴリ分類	先住民族が由来のカテゴリ分類の目安が GL または FAQ で記載されるべきと考える。

NO	該当箇所	意見等
10.	2.3 環境社会配慮の項目	「2.調査･検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。」のうち、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響などは GL 本文でも定義、説明されるべきだと考える。本文での説明が適切ではないならば、FAQ で定義、具体的な解釈、事例を記載すべき。
11.	2.5 社会環境と人権への配慮	高齢者が社会的弱者に入っているので、同様に意見が汲み取られにくい、差別される可能性のある子供も社会的弱者に入らないか検討が必要と考える。 別紙1 社会的合意では子どもが含まれている。 一般的には貧困層も社会的弱者であるが、人権にかかる記載なので敢えて 2.5 の記載では対象外のグループとしていると理解して良いか。
12.	2.6 参照する法令と基準	「3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」は、最新の WB のセーフガードポリシーである「environment and social policies または the Environmental and Social Framework (ESF)という名称を使うべきではないか。WB の下記ウェブサイトでの記載をみると、セーフガードポリシーは OP を指しているように受け取れる。 https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-policies また、ESF を指す場合は、手続き面では ESF とのギャップがあることから、WB の environmental and social policies の考え方及び技術的要件と大きな乖離がないことを確認するといった記載に変更すべきではないか。
13.	2.8 JICA の意思決定 2.8.1 2	「プロジェクトを実施しない案」とゼロオプションの区別が分かりにくいので、2.8 で使用する前に定義をすべき。
14.	2.8.1 項目 3	JICA は、「相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。」を「確保するよう最大限努力する」とありますが、単に相手国等に実施努力を求めるのではなく、実際に「協議を行うこと」を求めるべきではないか。
15.	2.8.1 項目 3	「相手国等・・望ましく影響が及ぶ・・明らかになった場合に、・・プロジェクトの変更（・・）を求めることがあること。」とあるが、これでは求めないこともあると読める。しかし、前段では適切な配慮がなされない場合は「・・プロジェクトを実施しない」と明確に記述していることから平仄を合わせるべきである。
16.	3.2 有償、無償、技プロ 3.2.1 環境レビュー 4(1)カテ A プロジェクト 1	「カテゴリ A プロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙 2)が提出されなければならない。」 「カテゴリ A 案件のうち、著しい環境影響が想定される案件については」と加筆すべきではないか。環境影響は著しくないが、住民移転や先住民族への影響でカテゴリ A になる案件もあるため。
17.	2	「JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書（環境許認可証明書を含む）の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1) 相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書….」とあるが、用語の定義として「相手国政府」「承認担当省庁」の定義がないため明らかにしていただきたい。
18.	2	「環境許認可証明書は提出があった時点で情報公開を行う。また、相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書は、合意文書締結の 120 日以前に公開する。」

NO	該当箇所	意見等
		とあるが、既存承認 EIA の JICA レビュー結果もあわせて公開するべきであるため、「また、相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書は JICA レビュー結果を反映もしくは付して、合意文書締結の 120 日以前に公開する。」とすべきである。 （FAQ 等に示す内容として別紙 1 詳細対応方法を例示）
19.	3	「JICA は相手国から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う。・・情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。」とあるが、現地 EIA が往々にして十分でないことから、その後に「環境レビューにおいて、適切な環境社会配慮がなされていない場合は、相手国に適切な対応を求める。」とし、指摘事項は公開とすべきではないか。
20.	3	他箇所に倣い「環境影響」を「環境社会影響」と統一したほうが良い（(2) カテゴリ B プロジェクトでも同様）。
21.	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認 3	「第三者等から、環境社会配慮が十分でないとなどの具体的な指摘があった場合には・・プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。」としているが、ここでは「確認する」だけでなく、指摘事項を含め改善要求事項を公開すべきではないか。また、「第三者」からの指摘がなければ、JICA は「確認しない」と読めますが、制度的にも JICA はモニタリングすべきではないか。
22.	3	「透明でアカウンタブルなプロセス」については、他箇所（1.2、別紙 1 の 4）にて「アカウンタビリティ」が「説明責任」と修正されているので、「アカウンタブル」も同様に修正を検討したほうが良い。
23.	4	「また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等・・協力を求めることがある。」とされるが、ステークホルダー協議の開催も選択肢に入れるべきではないか。
24.	5	「JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、・・・相手国に対し、適切な対応を要求することがある。・・」と曖昧な表現となっているが、ここは「JICA の意思決定」の通り「要求する」とすべきである。 同様に、「さらに、合意文書に基づき、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の JICA 側の措置を検討することがある。」とされるが、伊勢志摩原則からも「停止する。」という表現にするである。
25.	7	「JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上ウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国の了解を前提に公開する。」とされるが、ここは相手国の思惑に斟酌せず、情報公開やアカウンタビリティの観点から原則公開とすべきではないか。
26.	3.34 開発計画調査型技術協力	3.3.4 本格調査段階(フィージビリティ調査) 「1.JICA は、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。」を「環境影響の季節変動を調査・確認できるような十分な調査期間を確保し」と具体的な十分な調査期間を示すべきである。
27.	3.3.5 開発計画調査型技術協力のフォローアップ	「1.JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、先住民族計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイトで公開する。」とあるが、フォローアップは非常に重要な業務となるため、いつ行われているのかも記載すべき（環境レビュー時の JICA の確認を指しているのか？）。
28.	別紙 1 非自発的住民移転および生計手段の喪失	3. 補償基準は公開され、一貫して適用される。影響を受ける者がその内容を認識している必要がある。また、原則として、合意される補償内容は、文書で対象者に説明され、いつでも当人がその内容を確認できるものとする。」とされるが、この「文書」と

NO	該当箇所	意見等
		は何を指すか。通常、個別の個人に対する補償内容は、相手国政府機関が補償実施段階に作成するものであると理解している、この理解でよいか。
29.	別紙 5 現地ステークホルダーとの協議	実施段階でのステークホルダー協議の開催を明記すべく、「計画段階の協議の結果が適切に実施されているかを確認すべく、実施段階においてフォローアップの現地ステークホルダー協議の機会を設ける。」等を記載すべきではないか。
30.	別紙 6 環境チェックリストにおける分類チェック項目	大幅な環境チェックリストの改訂の必要は生じないと理解しているが、今回のガイドライン改定に応じたチェックリストの修正は今後予定しているか（例えば、情処理については現行チェックリストでは住民移転の項目にあるが、新 GL では環境影響やその他影響でも対象としている）。

別紙 1

包括的検討テーマ②対象事業、情報公開（意見 83 及び 84）について、2 月 18 日に意見書を提出（参照 2）し、第 7 回諮問委員会（2021 年 3 月 4 日（木））開催）において、ドラフト EIA の定義並びに 120 日間公開対象資料について意見を述べました。
また、加えて 120 日公開対象資料に対するケース毎の対応方法や新ガイドラインへの記載方法について 3 月 16 日に意見（参照 1）を提出し提言致しました。
続いて、第 8 回諮問委員会（4 月 13 日）において同様の意見を述べたところ、貴機構から「JICA が準備調査を行うケースでは、相手国承認省庁提出版 EIA（ドラフト EIA）や準備調査報告書 FR に JICA 見解や助言委員会結果を反映する旨」の回答があったと認識しております。
しかしながら､既に相手国の承認版 EIA が存在するケースや相手国が作成したドラフト EIA が手続き中のケースもあり、それらへ JICA 側として速やかな ODA の提供、質の確保、適時性、説明責任といった観点も踏まえて以下のようなケース分けで 120 日間の公開資料等について提案を致します。

1. 120 日公開対象資料と対応について

典型的なケースとそのケースに応じた対応（案）を下記の通り提案致します。

分類 1	分類 2	対応
ケース 1 相手国が作成した既存承認 EIA がある場合		① 初期 JICA レビュー結果を付して既存承認 EIA の 120 日間公開を開始する。 ② 助言委員会が公開 120 日以内に開催される場合は、最終の助言委員会開催後、その結果を踏まえて追加的に対応すべき内容を二次レビュー結果として、①を更新する形で公開する。なお、二次レビュー結果の公開は①の開始から起算して 120 日間とする。 注）公開起算 120 日間以降に助言委員会が開催される場合は、初期レビューと助言委員会結果を踏まえ、JICA は環境レビューを行いその結果（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う。
ケース 2 相手国が作成したドラフト EIA 承認手続きが進行している場合	2－1 助言等に基づく JICA 見解が反映可能な場合	最終の助言委員会開催後、JICA は対応すべき事項を整理し、相手国はその結果を反映したドラフト EIA を作成し承認手続きを継続する。なお、ドラフト EIA の公開は助言等を反映し提出された日から起算して 120 日間とする。 注）JICA は、環境レビューを行いその結果（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う
	2－2 助言等に基づく JICA 見解が反映できない場合	① 初期 JICA レビュー結果を付して手続き中のドラフト EIA の 120 日間公開を開始する。 ② 助言委員会が公開 120 日以内に開催される場合は、最終の助言委員会開催後、JICA は、その結果を踏まえて追加的に対応すべき内容を二次レビュー結果として、①を更新する形で公開する。なお、二次レビュー結果の公開は①の開始から起算して 120 日間とする。 注）公開起算 120 日間以降に助言委員会が開催される場合は、初期レビューと助言委員会結果を踏まえ、環境レビューを行いその結果

分類 1	分類 2	対応
		（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う。
ケース 3 JICA準備調査で第 2 回助言委員会前に EIA 手続き（ドラフト版 EIA を提出）をしている場合	3－1 助言等に基づく JICA 見解が反映可能な場合	最終的な助言委員会開催後に反映可能な事項を踏まえた最終版ドラフト EIA を作成し、相手国承認省庁手続き中の EIA と差し替えを行った時点から 120 日間の公開を行う。 注）JICA は、環境レビューを行いその結果（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う。
	3－2 助言等に基づく JICA 見解が反映できない場合	最終の助言委員会開催後、その結果を踏まえて追加的に対応すべき内容を「ドラフトレビュー結果」として既に提出しているドラフト EIA とともに 120 日間公開する。 注）JICA は、環境レビューを行いその結果（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う。
ケース 4 JICA準備調査の第 2 回助言委員会後にドラフト版 EIA を出す場合		最終的な助言委員会開催後に反映可能な事項、JICA 側の確認を踏まえた最終版ドラフト EIA を作成し、相手国承認省庁へ提出した時点から 120 日間の公開を行う。 注）JICA は、環境レビューを行いその結果（環境レビュー、事業事前評価表）を英文で公開するほか最終承認版の公開も行う

なお、これらのケースについて FAQ に事例として記載し、かつ JICA ガイドライン本文では、「環境許認可証明書は提出があった時点で情報公開を行う。また、相手国政府の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書**は JICA レビュー結果を反映もしくは付して**、合意文書締結の 120 日以前に公開する。」等の表現で新ガイドラインに記載する事を提案致します。

以上

環境社会配慮ガイドライン改定案に関する意見

1. 序:
   ① 特定用語へのカギ括弧(「」)適用の考え方を確認頂きたい。
   政府公式文書上での扱いに関して厳密な取り決めがあれば考慮すべきだが、例えば、次の用語等は、本ガイドラインにおける意図を強調するため、カギ括弧を付す考えもあるのではないか。
   - 持続可能な開発計画(SDGs)
   - 人間の安全保障

   ② 序以降、一般的には同義語と解される環境アセスメント、環境影響評価、EIA の語がそれぞれ独立して使用されているが、その場合は各々の意味を明確にしてはどうか。

2. 1.3 定義:
   第 3 項「協力事業」を「JICA が相手国等に対して行う協力」と一般化の上、再定義した理由。後段の 1.7 対象とする協力事業の項目にて明記していることが理由であれば、第 3 項にて、後述する旨註釈等を付すのが分かり易いのではないか。

3. 2.5-2 社会環境と人権への配慮:
   「女性、先住民族、障害者、高齢者、難民・国内避難民、マイノリティ」を社会的に弱い立場にあるものとして記述されているが、「こども」、「貧困層」等の言葉も入れ、別紙 1 社会的合意の箇所で記載されている社会的弱者に関する記述と統一すべきではないか。

4. 別紙 1 社会的合意:
   第 2 項にて使用される「こども」の表記意味。「子ども」でも「子供」でもない意図。

以上

2021 年 4 月 23 日

三菱商事㈱
杉田哲哉

杉本委員

JICA 環境社会配慮ガイドラインへの意見について

１点。GL の表記についてコメント。

パラ７．において、JICA としても重要となる「インフラ戦略２０２５」の記載について言及し、「相手国のニーズを深く理解した上で、温室効果ガス削減に資するあらゆる選択肢の提案を行い、脱炭素社会への移行に貢献する。」等の記載を提案したい。

今後の QA 等の回答に向けてコメント。

回答【１２】「個別案件について脱炭素社会への移行との整合性の確認を GL に記載することは、GL の趣旨に馴染まない」件について

- 多くの国がパリ協定に基づき各国の気候変動の目標を定める NDC s をもつと共に、同じくパリ協定に基づき、長期低炭素開発戦略を策定し、長期の自国の気候変動分野の計画又は戦略を保持している。
- GL２．６の２．の通り、相手国の環境に関する政策や計画に沿ったことであることが求められるため、NDC s や長期戦略との整合性を確認することは GL に求められている事項ではないか。少なくとも、これらの計画等と著しく異なることがないことを確認する必要があるのではないか。他の分野の解釈にも影響を及ぼしかねないため、説明をお願いしたい。
- また、スコープ２，３については、GL２．３の２．のプロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、不可分一体の事業の影響も含む、観点からすれば、スコープ２，３についても対象の範囲内ではあることを確認いただきたい。その上で、合理的な範囲で現時点で行えるモノを行うという理解を確認したい。

回答【１３】理由　「個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定する。」「NDC s やその他の気候変動政策は、環境以外の幅広い分野にもまたがる政策であり、日本政府、JICA で確認される」について

- 上記【１２】へのコメントの通り、NDC s や長期戦略は、広い分野にまたがったとしても、相手国の環境に関する計画等に該当。このため、個別事業の NDC s や長期戦略との整合性は、 GL２．６の２．に基づき、相手国の環境に関する計画等との整合性を確認することとして相手国等に求める要件に該当し、例えば火力発電所案件が、当該国の GHG 排出削減努力に対する影響が無いか確認する必要はあると理解する。
- また、GL３．１の４．にあるマスタープラン調査の場合には、戦略的環境アセスメントが適用され、この場合、マスタープランと NDC s 等の整合性を見ることとなる。例えば、NDC s や長期戦略がある中で、電源マスタープランなどで火力発電が多く含まれる場合などは、当該国の GHG 排出削減努

力に対する影響を確認する必要はあると理解する。これらのことから、GL の対象となるマスタープランと個別のプロジェクトにおいて、NDC s の整合性を確認することは GL の範囲内と考える。

- 仮に整合性を日本政府、JICA で確認するとしても、GL に基づく環境社会配慮に関する情報の中で引用されるべきではないか。

鈴木委員

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に関する意見

ESD-J　鈴木克徳

事項	原案	修正案	理由
全般			今回の GL 改定に関わる FAQ を整理して示すようお願いいたします。また、FAQ の改訂に関する手続を明らかにしてください。
P2　1.1 理念	【質高インフラ】	【質の高いインフラ】	
P3　1.3 定義 「定義」の冒頭	1.「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生物多様性等の自然への影響、非自発的住民移 転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。	1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物 多様性生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、非自発的住民移 転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮 することをいう。	P8 の 2.3 環境・社会配慮の項目 1 の表現に合わせる。生物多様性を自然への影響に限定するような表現を避けるため。
P5　1.4 環境社会配慮の基本方針　第 2 パラ	JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとと もに、その結果を踏まえて意思決定を行う。	JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を 本ガイドライン及び本ガイドライン の FAQ で明記し、相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとともに、その結果及び施設の構造基準、労働安全基準等の関連する基準等を踏まえて意思決定を行う。	・FAQ の位置づけをガイドライン本文の中で明記する。 ・環境・社会配慮ガイドラインではないが、関連する別の基準等で担保される環境・社会配慮関連事項もあることを明らかにする。
P7　2.1 情報の公開 5	5.JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。		この表現には、GL そのものではなく他の基準等で会う使われる環境・社会配慮関連事項も含まれると理解して良いのでしょうか？

P9　2.5社会環境と人権 への配慮　最終パラ	3. JICA は、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する。	3. JICA は、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり、~~雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わない~~意識操作や干渉、 強制、差別、脅迫のない、文化的に適切な方法で行われることを確認する。	ご苦労の産物と評価しますが、違和感があります。「意味ある協議」で用いられる表現と同様な表現とすることを提案します。
P11　2.9 ガイドラインの 適切な実施と遵守の 確保　第 2 パラ	JICA は本ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。	JICA は本ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応、紛争の防止・解決に向けた対応を行う。	近年の IAM の動向を踏まえ、紛争の未然防止に向けた措置も活動に含まれることを明記する。
P11　2.10 ガイドライン の適用と見直し	ただし、20〇〇年〇月〇日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査と同調査に基づく協力事業については、要請時期にかかわらず、本ガイドライン（20●●年●月）を適用せず、「国 12 項目 改定版 JICA 方針案 際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」を 適用する。		単純な疑問ですが、「相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査と同調査に基づく協力事業」なのでしょうか？ 「相手国等との間でその実施を始めた協力準備調査と同調査に基づく協力事業」ではないのでしょうか？
P20　別紙 1　生物多様性	1.プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。	1.プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化、著しい生物多様性、生態系サービスの劣化を伴うものであってはならない。	タイトルは変わっているが、内容は依然として貴重な自然の保護に特化したままのように受け取れるため。
P22 別紙 1　苦情処理			本項を新たにたてたことを高く評価。
P24　別紙 3 一般に影響 を及ぼしやすいセ			素朴な疑問です。 「2. 影響を及ぼしやすい特性の例

ク ター特性、影響を受 けやすい地域の例示			示」に海洋投棄・海洋放出が入っていないのには何か理由があるのでしょうか？ また、例示ではあるものの、「3. 影響を受けやすい地域の例示」には大規模な生態系サービスを提供している地域を含めた方が良いように思います。
P25　別紙５　現地ステー クホルダーとの協議	1. 相手国等は、現地ステークホルダーがプロジェクトの影響・緩和策等について意見を表明する機会を提供し、相手国等がそれに対して検討し対応できるような、意味ある協議を実施する。	1. 相手国等は、現地ステークホルダーがプロジェクトの影響・緩和策等について意見を表明する機会を提供し、相手国等がそれに対して検討し対応することにより、潜在的な紛争や苦情の申し立てを回避できるような、意味ある協議を実施する。	本項を新たにたてることを高く評価。提案のように、紛争や苦情の申し立てを回避することを目指す旨を明記いただきたい。
P26　別紙 6 チェック リストにおける分類 チェック項目	2.汚染対策 ・水質	2.環境対策 ・水質・水量	別紙 7 と同様
P27　別紙 7 モニタリングを行う項目	2. 汚染対策 ・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 3. 自然環境 ・生態系：貴重種に対する影響、対策等	2. 環境対策 ・大気質 ・水質・水量 ・廃棄物 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 3. 自然環境 ・生態系：生物多様性、生態系サービスに対する影響、対策等	IFC の Environmental, Health, and Safety (EHS) Guidelines では大きく以下の 4 項目に分かれている。細目については参考に示した通り。 1. Environmental 2. Occupational Health and Safety 3. Community Health and Safety 4. Construction and Decommissioning 項目だての仕方が大幅に異なるので、IFC の EHS は参考として引用するこ

			とは必ずしも適切ではないと思われる。 水質・水量 : water conservation または water quality and availability に対応

参考　IFC の Environmental, Health, and Safety (EHS) Guidelines の項目

The **General EHS Guidelines** are organized as follows:

1. Environmental	**3**
1.1 Air Emissions and Ambient Air Quality	3
1.2 Energy Conservation	17
1.3 Wastewater and Ambient Water Quality	24
1.4 Water Conservation	32
1.5 Hazardous Materials Management	35
1.6 Waste Management	45
1.7 Noise	51
1.8 Contaminated Land	53
2. Occupational Health and Safety	**59**
2.1 General Facility Design and Operation	60
2.2 Communication and Training	62
2.3 Physical Hazards	64
2.4 Chemical Hazards	68
2.5 Biological Hazards	70
2.6 Radiological Hazards	72
2.7 Personal Protective Equipment (PPE)	72
2.8 Special Hazard Environments	73
2.9 Monitoring	74
3. Community Health and Safety	**77**
3.1 Water Quality and Availability	77
3.2 Structural Safety of Project Infrastructure	78
3.3 Life and Fire Safety (L&FS)	79
3.4 Traffic Safety	82
3.5 Transport of Hazardous Materials	82
3.6 Disease Prevention	85
3.7 Emergency Preparedness and Response	86
4. Construction and Decommissioning	**89**
4.1 Environment	89
4.2 Occupational Health & Safety	92
4.3 Community Health & Safety	94
References and Additional Sources*	**96**

GL 改定案に対する意見
（座長としての意見ではなく、一委員としてのものです）

原嶋洋平

意見

- 1 頁「5.」の「気候変動対策」を「気候変動の緩和と適応」に修正する。
- 19 頁「別紙 1　対策の検討」3 行目の「まず、」の後に、「ミティゲーションヒエラルキーに従い、（in accordance with mitigation hierarchy）」を挿入する。

以下は参考にして下さい。

- 3 頁「1.3」3.の「協力事業」は「1.7　対象とする協力事業」と同じ表現とする。又は、「協力事業」の定義そのものを削除する。
- ミティゲーションヒエラルキーの説明において、「軽減・緩和」とあるが、「軽減、緩和」とする。（「・」と「、」の違いは何か）
- 10 頁「2.8 JICA の意思決定」と 12 頁「III 環境社会配慮の手続」の双方で、「これに類する事業や関連する調査」（6 頁）についての対応を記載する必要はないか。
- 「ミティゲーション」、「緩和」、「緩和策」、「緩和措置」、「影響緩和策」（13 頁）の使い分けを確認する。
- もともと、本文で「別紙 6（チェックリスト）」と「別紙 7（モニタリング）」について言及されていなかった。

以上

2021 年 4 月 26 日
JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会 諮問委員
一社）コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
日比保史

第 8 回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を受けての意見

2021 年 4 月 13 日に開催された第 8 回 JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下 GL）の改定に関する諮問委員会で示された GL 改定に向けた JICA 方針案について、以下に意見・質問等を記す：

項目・段落番号等	意見・質問等	修正提案
P.1 序：気候変動 5.	• 「近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生して」いることは事実と考えるが、「世界全体で気候変動対策をすすめることが喫緊の課題となっている」のは、「近年の異常気象発生」だけでなく、気候変動がもたらす広範な環境・社会への影響、そして持続可能な開発の定義でもある「将来世代のニーズを満たす」ために、に対策が進められているのではないか	「とりわけ、近年、世界各地で発生する異常気象をはじめとする気候変動による自然及び人間システムに対する影響はすでに観察されており、持続可能な社会に向けて気候変動対策をすすめることが喫緊の課題となっている。」
	• パリ協定では、2 および 1 .5℃への言及はもちろんされているが、そのために今世紀中の脱炭素（カーボンニュートラル）の実現が必要としており、より行動に注目した場合には、こちらの目標が重要になるのではないか	「（前略）1.5°C 高い水準までのものに制限するべく、脱炭素社会への移行するための努力を行っている（後略）」
P.2 1.1 理念：質高インフラ 4.	• いわゆる「インフラ新戦略」にも言及すべし	（段落 4.で言及のこと）
P.3 1.1 理念：取り組む理由 5.	• 「環境・社会面の さまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されること」を追記したことは評価されるが、 具体的に「意思決定に反映される制度や枠組み」が、本見直しで反映されているか（特に環境面。社会面の費用の内部化については、小生は知見を持たないので）は疑問。もし、具体的に上記が反映された修正箇所があれば教示されたし	（n/a）

P.5 1.4 基本方針	• ミティゲーション・ヒエラルキーの記述では、明確に「ヒエラルキー」が分かるように記述すべき（そこが最も重要なポイントと考える）	「（前略）可能な限り環境社会影響を回避し、これが可能でない場合に限り影響の最小化、軽減・緩和、代償の順に環境社会配慮が検討されること（後略）」
P.6　1.9 普及	• GL の「普及」の目的として、「相手国に説明し、理解を求める」だけで十分か。あるいは、本文と合わせて「相手国への説明」などとしてはどうか	（n/a）
P.13　3.2	• 石炭火力の議論において、両国政府の政策との整合性（たとえば、石炭火力にかかるインフラ新戦略）については、事業の前段階で確認のプロセスが別途あるとのこと）だったが、特に JICA が協力準備調査を行わない場合の環境レビュー（3.2.1）については、（インフラ新戦略を含む）より上位の政策や方針等との整合を確認する必要があると考える	（3.2.1 の 2 などに左記について追記）
P.19　別紙 1 基本的事項　1.　および　同対策の検討 1.	• ミティゲーションヒエラルキーを指す用語が使われているが、その原則を明確とする記述になっていないので修正	「（前略）環境や社会への影響について（中略）これをミティゲーション・ヒエラルキーに則り、可能な限り環境社会影響を回避し、それが可能でない場合に限り、順に影響を最小化、軽減・緩和、代償するような代替案や緩和策を検討し（後略）」
P.19　別紙 1　対策の検討 1.		「プロジェクトによる望ましくない影響をミティゲーション・ヒエラルキーに則り、回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択する（中略）まず、影響の回避の~~優先的に~~検討を優先し、これが可能でない場合には順に影響の最小化、・軽減・緩和措置を検討することとする。」
P.19　別紙 1　対策の検討 1.	• 「代償措置」については、ミティゲーション・ヒエラルキーに則り、限定的に検討すべきなのはそうだが、一方で「代償植林」など相手国政府の法制度上義務付けられているものもあることに留意。なお、「いわゆる“代償植林”は、生物多様性オフセット、GHG の排出量オフセットに必ずしも寄与するものではないことにも留意が必要。これらを FAQ で言及か	（記述するかどうかは判断委ねます）
P.19　別紙 1 基本的事項　2.	• 「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価」については、現行 GL にも明記されていながら、十分取り組まれてきたとは言えず、これを促進するための追記をした上で、FAQ においてより具体的な対処方針を示すべき	「（前略）調査時点での最も適切な手法を用いて環境社会関連の費用・便益の~~できるだけ~~定量的な評価に務める（後略）」

P.19　別紙１　検討する影響スコープ 1.	• 現行 GL では「生態系サービス」への言及がないが、これまでの包括的検討、諮問委員会においてもその重要性が指摘されてきたところであり、言及すべき	「（前略）検討すべき影響の範囲には、（中略）水利用をはじめとるする生態系サービス便益、（後略）」
P.20　別紙１　法令、基準、計画等との整合性　1.	• FAQ において、NDC との整合について明記する	（n/a）
同 2.	• この条項（保護区に関する規定）については、GL 改定作業においても、また実際の事業での検討に当たっても、議論が多い条項であり、FAQ だけでなく本文においても、より明確な表現をする。特に「原則」と「ただし」の関係性が不明瞭（日本語として理解するば、原則の外として「ただし書き」があると読むのが自然と考えるが、FAQ では別途「例外条件」が書かれている • FAQ を本文中の「ただし書き」に追加して記述することを維持するならば（内容については、地球環境等の最新状況を鑑みた検討が必要であり、現行を維持することには同意しない）、本文にてその点を明記すべき • なお、本指摘点に限らず、FAQ そのものの存在および位置づけについて、本文中で記述すべき	「プロジェクトは、~~原則として、~~政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の~~外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区 の~~保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該地区の外で実施されねばならない。は~~この限りで ない)。~~また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。 ただし、FAQ にて示す条件を全て満たす場合にのみ事業の実施が許容される場合もある。」
P.20　別紙１　気候変動	• GHG の排出量推計と公表に加えて、事業段階前までの（上位計画や両国政策等との整合やマスタープラン段階における技術選択など）気候変動対策についても調査し、明記すべし	「2.　上位計画や両国の政策等との整合、マスタープラン段階での技術選択など、事業の前段階での気候変動対策について、調査・確認すること
P.20　別紙１　生物多様性	• 生物多様性の定義については、この条項に含めるとの理解でよいか	
P.20　別紙１　生物多様性	• これまでの諮問委員会でも意見してきたが、地球の生物多様性の状況が悪化していることが科学的、国際的に報告、認識されている中で、GL 改定においてその状況への対応（すなわち配慮の強化）をすべきであり、ここで明確に強化を記述する	（具体的内容については、FAQ の内容の見直し含めて今後の検討を求める。特に、指標や調査・評価手法など、最新の国際的な知見が適用されるように記述すべき）
同 2.	• 「森林の違法伐採は回避しなければならない」については、むしろ「法令、基準、計画等との整合性」で明記すべきことではないか（もちろん森林の保全は生物多様性の保全に寄与するものだが、「違法」伐採云々は、それ以前の法令遵守の問題である（保護区に関する規定と同様の構造、扱いとすべきでは）	（適切な記述箇所、内容の検討を求めます）
同	• 「森林認証の取得が奨励される」とあるが、これまでどのような事業において認証が取得されたのか？もし可能であれば、現状を検証した上で、もし生物多様性保全に向けて十分機能していなければ、より具体的な記述等を検討すべき	（森林認証の種類含めて、適切な記述箇所（含む FAQ）内容の検討を求めます）

	• なお、認証については、森林以外にも持続可能な農業・水産業・鉱業、フェアトレードなどがあげられるが、サプライチェーンでの配慮の一環として記述してはどうか（サプライチェーン（原料調達）については、諮問委員会でも意見があったが、十分な議論がなされていないように感じます）	
P.24　別紙３　一般に影響を及ぼしやすいセクター 1.	• 石炭火力事業にかかる議論において、改定において石炭火力に言及しないJICA方針の理由として「特定セクターに言及することは GL にそぐわない」とあったが、小生からは、本項において現行GLですでに特定セクターに言及していると指摘したが、その点については回答がなかったと記憶している • わが国のインフラ新戦略において、特定セクターでありながら明確に位置づけられていることに鑑み、本項において、「一般に影響を及ぼしやすいセクター」として例示すること	「(4) 火力発電（特に石炭火力。また地熱を含む)」
P.24　別紙３　同上　1.および P.25 ２.	• 農業を含む土地利用転換は、GHG 排出源として総排出の４分の１を締めており、特にJICA クライアント国においてはその割合が高い傾向にあるため、影響を及ぼしやすいセクターおよび特性に追記	「1.（13）農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの。GHG の排出源としても留意)」 「2.（3）大規模な埋め立て、土地造成、開墾、生態系・生息地の土地利用転換など」
P.26　別紙 6　チェック項目	• 用語統一もあり、3.自然環境・保護区に「生物多様性」を追記	「生態系・生物多様性」
P.26　別紙 7　モニタリング項目	• 用語統一もあり、3.自然環境・保護区に「生物多様性」を追記。また、モニタリング（影響調査も）は、貴重種だけに限らない	「・生態系~~：貴重種に、~~や生物種など生物多様性対する影響、対策等」

2021.4.23　村山武彦

JICA 方針案に関するコメント

（2021.4.14 配布の抜粋された改定案に項目がない場合は、2021.4.13 開催の第 8 回委員会で配布された改定案（以降、2021.4.13 委員会 JICA 方針（案））の該当ページおよび項目を記載しています。）

ページ	項目	方針案の番号	コメント内容
—（2021.4.13 委員会 JICA 方針（案）p.1）	全体	【1】	FAQ や執筆要領などのガイドラインを補完する書類は、環境社会配慮を実務的に進めていくうえで極めて重要な文書であり、内容によっては FAQ がなければ事実上判断が極めて困難な項目も含まれている。 例として、「不可分一体の事業」の定義、「重要な自然生息地または重要な森林」の定義、「著しい転換や著しい劣化」の定義、「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」を伴わないようにするための配慮の内容、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」という内容に対して例外的に実施される場合の条件、などが挙げられる。 そのため、何らかの形でガイドラインに記載すべきと考える。 他の機関の例として、アジア開発銀行と世界銀行を挙げさせていただく（下線は筆者）。 **アジア開発銀行：Safeguard Policy statement**, para14: “These are accompanied by Operations Manual sections on Environmental Considerations in ADB Operations; Involuntary Resettlement; and Indigenous Peoples. ADB’s Handbook on missions are undertaken during project implementation to monitor compliance with safeguard provisions in the legal agreements and to take appropriate actions if projects are at risk of noncompliance.” **世界銀行：Environmental and Social Framework** **Overview of the World Bank Environmental and Social Framework**, para 9: “The Framework will also be accompanied by nonmandatory guidance and information tools to assist Borrowers … ”

			World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, para 32: "The Bank's due diligence responsibilities will include, as appropriate: (a) reviewing the information provided by the Borrower relating to the environmental and social risks and impacts of the project, and requesting additional and relevant information where there are gaps that prevent the Bank from completing its due diligence; and (b) **providing guidance** to assist the Borrower in developing appropriate measures consistent with the mitigation hierarchy to address environmental and social risks and impacts in accordance with the ESSs. ..."
3	1.1 理念 6.		「・・・不可欠な民主的な・・・」 →「・・・不可欠で民主的な・・・」 「・・・、透明性と・・・」 →「・・・、意思決定プロセスの透明性と・・・」
5	1.4 重要事項３） ミティゲーションヒエラルキー		改定案の表現では回避以降の項目が並列であり、順序が明示されていない。影響の最小化がまず選択され、それでも残る影響を軽減・緩和し、どうしても残る影響に対して代償措置を検討するという順序を明示すべき。 世界銀行の Environmental and Social Framework ESS1 では、次のような表現になっている。 **Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts**, para 27: The environmental and social assessment will apply a mitigation hierarchy, which will: (a) Anticipate and avoid risks and impacts; (b) Where avoidance is not possible, minimize or reduce risks and impacts to acceptable levels; (c) Once risks and impacts have been minimized or reduced, mitigate; and (d) Where significant residual impacts remain, compensate for or offset them, where technically and financially feasible.
— （2021.4.13 委員会 JICA 方針（案）p.13-14、	2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」	【19】【53】など	方針案 19、53 など FAQ について諮問委員会で確定できない場合は、JICA のみで内容を確定するのではなく、FAQ 策定時の例に倣って、助言委員会と共同で内容をまとめること。

39-40)	8.2 先住民族の呼称について		
13-14	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	【20】-【22】	これまで助言委員会で扱った案件の例を考慮すると、JICA が協力準備調査で関わっていない場合に、EIA の質のばらつきが小さくないことから、特にドラフト EIA を公開対象とした場合に、ステークホルダー協議が不十分などの理由を含めて追加的な調査や検討に時間を要し、120 日間以内の L/A 締結が困難な場合の対応を予め検討しておくこと。また、仮に L/A 締結後に環境社会配慮上の追加的な対応を認める場合、助言委員会を含めた対応内容の報告や公開手順を明確にしておくこと。 上記の内容は最低限 FAQ で明示する必要がある。ガイドライン本体には、少なくとも提出された環境アセスメント報告書が承認前の場合は、承認された段階で公開することを明記すべき。例として、2.の文言に次の内容を追記することが考えられる。 「提出された環境アセスメント報告書が承認前の場合には、承認された時点で最終的な報告書を公開する。」
20-22	別紙1 非自発的住民移転および生計手段の喪失 別紙1 先住民族		世界銀行が従来の OP から ESF に変更されている段階で、「世界銀行のセーフガードポリシー」という表現が適切か確認。「環境・社会フレームワーク」でもよいように思われる。2.6 の 3.にも同じ表現あり。
22	別紙1 苦情処理		「1．環境社会影響にかかる影響を受ける人々や・・・」→「1．環境社会影響を受ける人々や・・・」
22	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書		承認前の提出版環境アセスメント報告書にも適用されることを明記すること。承認版との仕分けが必要な場合、承認前の提出版環境アセスメント報告書に求める要件を明示すること。
25	別紙4 スクリーニング様式		「地球温暖化」→「気候変動」に変更
25-26	別紙5 現地ステーク		この部分の内容は、世界銀行 ESF の ESS10 Stakeholder Engagement and Information Disclosure を参考に案文されていると思われるが、ESS10 では次の点も示されているため、

	ホルダーとの協議		追加を検討すること。他の箇所で示している場合は、対応関係を明示すること。 ・情報公開の内容 ・プロジェクト実施中の協議 ・苦情処理メカニズム